

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榑本 頼兼

京都市規則第97号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「あつては第5号に掲げる事項」の右に「を、特定公共賃貸住宅への入居を希望する者にあつては第4号に掲げる事項」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(特定公共賃貸住宅の入居の申込者の所得の基準)

第4条の2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条第1号又は第26条第4号若しくは第5号の規定により市長が定める額は601,000円とする。

第6条に次の3項を加える。

6 周山市営住宅の毎月の家賃の額は、1,000円とする。

7 特定公共賃貸住宅の毎月の家賃の額は、70,000円とする。

8 条例第15条第7項に規定する別に定める入居者が負担すべき額は、別表第1に掲げるとおりとする。

第6条の次に次に1条を加える。

(特定公共賃貸住宅の家賃の減額の申込み)

第6条の2 条例第15条第6項の規定による減額の申込みをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申込書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申込者の氏名(記名押印又は署名)及び住所

- (2) 同居している者（以下「同居者」という。）の氏名及び申込者との続柄又は関係
- (3) 別に定める方法により算定した所得の額
- (4) その他市長が必要と認める事項

第7条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「同居している者（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第4号中「一」を「いずれか」に改める。

第8条の見出し中「家賃」を「家賃等」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第17条の2第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「別表第1」を「別表第2」に改める。

第20条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第6条関係）

区 分	入居者負担額
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号に規定する所得（以下「基準所得」という。）が322,000円以下の場合	円 40,000
基準所得が322,000円を超え、445,000円以下の場合	45,000
基準所得が445,000円を超え、601,000円以下の場合	50,000

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（都市計画局住宅室住宅管理課）